



10 / 13 ふくせんワークショップ開催 テーマ：より専門的な福祉用具専門相談員の配置に向けた動向

事務局通信

緊急レポート ～どうなる？ 軽度者への福祉用具の利用者負担～

10月12日、厚生労働省は、第66回社会保障審議会介護保険部会を開催し、福祉用具・住宅改修に関する論議を交わしました。

本会でも、最も注目してきた、要支援1・2、要介護1・2の場合の利用者負担の在り方については、多くの委員から現行通りとの意見が示されました。

◆3つの論点◆

1. 福祉用具貸与価格について、給付費請求データに基づいて、**全ての福祉用具の貸与価格を把握し、全国レベルでホームページにおいて公表する仕組みを作ってはどうか。**
2. 利用者が自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、**貸与価格情報等を用いて貸与しようとする製品の価格・特徴等を利用者に説明すること、及び複数の製品を提示することを義務づけてはどうか。**併せて、利用者に交付しなければならない**福祉用具貸与計画書を介護支援専門員（ケアマネジャー）にも交付することとしてはどうか。**
3. 福祉用具貸与価格に、**極端な価格差が生じないようにするため、極端に高い価格の場合は、あらかじめ保険者の了解を必要としてはどうか。**また、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ってはどうか。

[具体的検討内容]・外れ値をなくすための公定価格や標準価格の導入…賛成反対ほぼ半数ずつ。

- ・福祉用具貸与計画書のケアマネジャーへの交付…賛成大多数。
- ・レンタル料の内訳を利用者に呈示し説明する…賛成反対ほぼ半数ずつ。反対理由「実行するための不可がかかりすぎる」。
- ・住宅改修の利用者負担…現行通り。登録制度導入については、賛同の声が複数。

2016年10月12日発行ふくせんレポート

※介護保険部会は、改正に関する意見書をまとめる審議を継続中。

より専門的な福祉用具専門相談員の配置に向けた動向

秋の一大イベント「国際福祉機器展」が東京ビッグサイト（東京都）で開催された。会期2日目の10月13日に行った、本会のワークショップは立ち見の場所もいっぱいとなるほどの盛況ぶり。平成30年制度改正に向けた議論が進む人員基準の変更「常勤換算で2名配置する福祉用具専門相談員のうち1名をより専門的な知識をもち経験を積んだ者とする」に対する、専門職および関係者の関心の深さが伺えた。

【開会の挨拶 ● 岩元文雄理事長】



岩元 文雄 (いわもと ふみお) 氏
本会理事長

これまで、福祉用具専門相談員の役割は大きく変化し続けてきた。サービス利用計画の作成や、初任者研修のカリキュラムの変更、自己研鑽の努力義務など。これらは福祉用具専門相談員の職能を高める、社会的地位を向上するという同じ方向を向いている。その延長線上で新たに行われている取り組みがこの「より専門的な福祉用具専門相談員の配置」である。

我々の業界でも一般社会でも、「軽度者の自己負担の在り方」がどうなるのが注目

を集めている（直近の審議の状況については1頁）が、このワークショップを「より専門的な福祉用具専門相談員の配置」について理解を深める場としたい。

なにももって「より専門的な福祉用具専門相談員」とするか。実践に向けて

コーディネーターの白澤氏は、「昨年委員会を設置し、まとめた「より専門的な福祉用具専門相談員の配置」をどうすすめるか。今年、厚生労働省が最終決定にいた



白澤 政和 (しらすわ まさかず) 氏
桜美林大学大学院老年学研究科教授

るための確認と具体的な研修等の進め方を検討する」と話した。

3日間20時間時間の更新研修

本会では、厚生労働省の平成27年度老人保健健康推進費等事業として「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた研修カリキュラム等に関する調査研究事業」を実施した。委員を務めた渡邊氏より、成果について説明があった。

◇研修の位置づけ

* 目指すのは中段レベル。

* 指定講習の次のステップとして、多くの福祉用具専門相談員が受講し、業界全体の底上げを図る。

* 地域包括ケアシステムにおける多職種連携の中で専門性を発揮するために必要なより高度な専門性の獲得は、次のステップとする。

* 受講要件：3年以上の実務経験と基本的な業務遂行能力の保有（事例提出により確認）。

* 修了要件：修了評価（筆記）を行う。各科目の到達目標に達していない場合は補講等を行う。修了証を発行する。

◇研修プログラムの内容と考え方

* 地域ごとの集合研修とする。

* 演習を取り入れ、より専門性の高い知識の習得に加えて、実践能力を養成する。

安寿 あんじゅ

as human, for human
PARAMOUNT BED

PARAMOUNT
CARE SERVICE

福祉用具コーディネーター協会

株式会社 社会保険研究所
since 1944

THE CARE OF
Tacaof

愛の輪
愛のいす
MATSUNAGA

LAC
ラックヘルスケア株式会社

神 智 淳 (じん とみあつ) 氏
お茶の水ケアサービス
学院学院長



▲ 渡 邊 慎 一 (わたなべ しんいち) 氏
一般社団法人神奈川県作業療法士会顧問

カリキュラム案の3日間20時間とは、業
務と並行して受講できるかどうかを考慮し
たものとなっている。

- * 最新の商品知識や制度の動向を学び、必要とされる知識の更新することが必要なため3年ごとの更新制とする。
- ◇カリキュラム構成
- * 実施案は、3日間20時間。
- * 1日目：講義形式による知識の習得
- 2日目：講義と演習。業務プロセスに関するスキル向上
- 3日目：総合演習による実践力向上

「各地域の講師」の養成が急務

教育事業者の見地から、カリキュラムに
よって研修を行うにあたっての課題をあげ
た神氏によるポイントは、「知識を実践に結
びつける」というところにある。

「この研修は、受講内容が実務に役立たな
ければならない。福祉用具専門相談員の役
割を考えると、具体的なアドバイスは、地
域特性を考慮したものでなくては。地域特
性を重視した講師の養成が必須だが、現実
には足りていない」(神氏)。

「実務を指導することができ、地域ごとに
異なる特性を福祉用具サービス計画に反映
できる人材を。」具体的には、本会で養成を
推進しているスーパーバイザーによる各地
域での講師活動に期待したいところである。

大きな変革。事業者にも各個人にも
重要なのは意識と覚悟

岩元理事長は、新たな仕組みを開始する
ことで、各人にも事業者にも負担が生じる
懸念があるとしながらも、「福祉用具専門相
談員の資格や業務自体の質、専門性を考え
れば、欠かせないこと。とくに事業者側の
意識改革が必要」とした。

また、本会が本年度開催するモデル研修
会への参加を呼びかけ、「初任者研修をス
テップ1とすればこの研修はステップ2。
底上げた形でレベルがそろったところで、

更なるレベルUPとなるステップ3もみえ
ていく」との将来展望を示した。

後進の育成を含めた制度醸成を

「福祉用具は、その導入によって利用者の
利益となり、本人および介護者の介護負担
の軽減となるのが目的。それを為すのが福
祉用具専門相談員の役割」と話すのは、厚
生労働省で福祉用具・住宅改修指導官を務
める小林氏。その役割を適格に果たすため、
広く国民に、専門職として知らなければ
ならない。「この人は何をやる人で、こんな
効果(自分にとっての利益)を出してくれ
る人なのかを周知すること。できれば専門
職が入って福祉用具を利用することによる
効果をデータで示したい」(同氏)。

小林氏は質の担保は専門職として当たり
前のことで、更新制が提案されたのは、利
にならなっているとしたうえで、「新しい取り
組みが制度として定着するには10年程度か
かる。その間、現場での議論を繰り返しま
ながら、後進をどう育て、どう伝えていくか。
現役のみなさんにかかっている」とエール
をおくった。



小林 毅 (こばやし たけし) 氏
厚生労働省老健局高齢者支援課
福祉用具・住宅改修指導官
介護ロボット開発普及推進官

	<p>日進医療器株式会社</p>	<p>ユニチャーム ヒューマンケア株式会社</p>	<p>株式会社 ケーフォ</p>
<p>Designing The Future</p>	<p>アルコー</p>	<p>豊通オールライフ</p>	<p>シーホネンス株式会社</p>

